

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかわる契約の締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

令和5年12月7日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

世田谷区意見表明等支援事業委託

(2) 目的

子どもは、一人で自分の考えや思いを意見として整理し、表明することが難しい場合も少なくない。また、被虐待経験を有する子どもや、代替養育のもとで生活している子どもの中には、大人に対して根強い不信感を持ち、大人に対面して意見を表明する場面になると、緊張したり、精神的に混乱したり、無口になったりと、意見表明が困難になる場合もあると考えられる。これらのことから、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるためには、子どもの意見表明等を支援する仕組みを構築することが必要である。

この事業は、意見表明等支援員が、世田谷区児童相談所が関わる子どもの意見表明等を支援し、子どもの意見または意向を把握するとともに、適切に関係機関に届けること等をとおして、子どもの意見表明権の保障に資することを目的とする。

(3) 意見表明等支援の対象となる子ども

① 児童福祉法第三十三条の三の三に規定される、世田谷区児童相談所の意見聴取等措置の対象となる児童

ア 児童福祉司指導、施設入所、里親委託等を採用又はこれらの措置を解除、停止、変更する子ども

イ 児童福祉法第28条の更新をする子ども

ウ 一時保護を決定、解除する子ども

② 世田谷区児童相談所が児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置その他の措置を採っている児童その他の者（施設入所、里親委託等の措置が採られている子ども）

(4) 業務内容

以下①～⑩の業務を実施すること。業務実施にあたっては、「世田谷区児童福祉審議会臨時部会（児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会）最終報告書」（別紙1）の内容を踏まえて実施すること。

①意見表明等支援員の養成（通年）

- ③、⑤、⑥の業務を行う意見表明等支援員を養成すること。また、養成に係る人材育成を実施するにあたっては、区が定める到達目標を踏まえ、研修プログラム等を策定し、区の承認を得た上で計画的に実施すること。

なお、区の承認を得た上で、厚生労働省の令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「アドボケイト（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究 報告書」中、「意見表明等支援員養成のためのガイドライン(案)」の10～22ページで紹介されている、全国で実施されている研修プログラム等、他団体が実施している研修を活用して意見表明等支援員を養成することも可能とする。ただし、区が定める到達目標の達成に必要な項目を満たしていない場合は、当該部分の研修

について、区と協議の上、必要な措置を講じること。

- ・ 意見表明等支援員の担い手に弁護士、社会福祉士、児童福祉司任用資格等の基礎資格は不要とする。また、多様な子どものニーズに対応できるよう、様々な年齢や性別、属性（学生、社会人、社会的養護経験者等）から人材を確保することが望ましい。

②事業実施に係る児童相談所、区内児童養護施設、区内里親等との事前調整

③、⑤、⑥の業務開始に向けて、以下の施設等に対して、区と協議しながら調整会議を開催し、事業の趣旨等を説明するとともに、施設等別の実施方法（定期訪問の頻度、訪問する日時、子どもの意見の伝達方法、子どもの意見を踏まえた検討結果の子どもへのフィードバック方法、子ども等からの要請に基づく活動の実施方法等）を調整すること。

なお、調整に際しては、施設職員等だけではなく、意見表明等支援の対象となる子どもの意見も取り入れることが望ましい。

種別	法人等数	活動開始目途	調整会議開催頻度（想定）
区児童相談所（一時保護所）	1	令和6年 7月目途	月に2回程度
区内児童養護施設	2	令和6年11月目途	月に1回程度
区内里親 区内ファミリーホーム	1 (養育家庭の会への説明を想定)	令和6年11月目途	2か月に1回程度

③施設等への定期訪問活動（訪問アドボカシー）

受託者は各施設等との事前調整が済み次第、「(3)意見表明等支援の対象となる子ども」の内、区一時保護所、区内児童養護施設、区内里親、区内ファミリーホームに一時保護、または措置されている子どもを対象に、順次定期訪問活動を実施すること。定期訪問活動では、意見表明等支援員が施設等を訪問し、子どもとの信頼関係の構築、子どもへの権利啓発、子どもの意見の傾聴、子どもの意見形成支援、子どもの意見表明支援、子どもの意見の代弁を行うこと。

各施設等を訪問する際は、1施設等あたり2～3名程度の意見表明等支援員によるチームを編成して対応すること。なお、子どもとの信頼関係の維持を担保する観点から、各チームの意見表明等支援員は可能な限り固定の人員が継続的に対応すること。

【施設ごとの想定訪問頻度と活動時間】

- ・ 児童相談所一時保護所 月2回、1回あたり2時間程度活動
- ・ 児童養護施設 月1回、1回あたり2時間程度活動
- ・ 里親・ファミリーホーム 月1回、1回あたり2時間程度活動

【施設ごとの想定訪問回数】

- ・ 児童相談所一時保護所 1箇所×2回×9か月＝18回
- ・ 児童養護施設（グループホーム含む） 5箇所×1回×5か月＝25回
- ・ 里親（ファミリーホーム含む） 2箇所×1回×5か月＝10回

※ 児童養護施設、里親等は、全てのホーム等ではなく、事前調整の結果実施可能となった箇所のみモデル的に実施することを想定。

④区外の児童養護施設に対する事業説明

世田谷区が子どもを措置している児童養護施設を訪問し、施設職員、区が措置している子どもに対して、事業の趣旨等を説明するとともに、子どもが意見表明等支援員の訪問を要請できること、要請があった際には、意見表明等支援員が施設を訪問して活動すること

を説明すること。

【想定件数】

1施設×5か月（11月から3月）＝5回

⑤子どもや関係者からの要請に基づく活動

各施設等との事前調整の後、一時保護所意見用紙、電話、はがき、メール、SNS等を介して、「(3)意見表明等支援の対象となる子ども」から意見表明等支援員の訪問要請や、児童相談所などの関係機関から子どもへの訪問要請があった際には、区に報告の上、速やかに該当の子どもを訪問し、活動すること。なお、この時の活動内容は施設等への定期訪問時と同様とする（区外に措置されている子どもについては、④の事業説明を行った児童養護施設入所中の子どもから実施することとする）。

【想定件数】

年間10件（意見の傾聴のみで終了した場合も、意見表明支援や意見の代弁等を行った場合も、いずれも1件として計上する）

⑥意見表明等があった場合の意見表明支援等

定期訪問等で、子どもから意見表明等があった場合には、子どもの意見を傾聴し、適宜、意見形成支援、子どもの意見表明支援、子どもの意見の代弁を行うこと。また、子どもへのフィードバックは、原則として意見の表明先である対応機関が行うことを前提とした上で、受託者は子どもの意向を確認しながら、関係機関との調整等（意見表明先の決定、意見表明の方法、フィードバックの方法、関係機関への意見表明やフィードバックの際の同席の要否、フィードバックの実施状況の確認等）を行うこと。

⑦アクセス手段の確保及び広報物の作成

- ・ 受託者は、意見表明等支援の対象となる子どもが円滑に意見表明等支援事業を利用できるように、一時保護所意見用紙、電話、はがき、メール、SNS等を活用しながら、アクセス手段を確保すること。
- ・ 事業の子どもへの周知にあたっては、わかりやすいパンフレットや映像、その他の広報媒体等も活用しながら広報物を作成の上、周知すること。

⑧児童相談所職員等への子どもの意見表明等に係る研修実施

児童相談所職員や児童養護施設職員、里親等に対し、意見表明等支援事業の内容や制度的アドボカシーの役割として、児童相談所職員等が子どもの意見等を把握した際に必要となる対応などについて研修を実施すること。

【想定研修実施回数】

対象者	年間実施回数（想定）	想定時間数
児童相談所（一時保護所）職員	2回	各2時間
児童養護施設職員	2回（2施設各1回）	
養育家庭（里親認定前研修、更新時研修）	2回	
区委託事業者（フォスタリング業務、児童養護施設退所者等相談支援事業）	2回（2事業者各1回）	

⑨区内子どもの権利擁護実施機関との連絡会への参加（年1回）

受託者は、区が開催する子どもの権利擁護機関（児童相談所、せたホッと、措置部会、一時保護所第三者委員）が一堂に会した連絡会に参加し、意見交換や対応協議を行うなど、

機関同士の連携強化を図ること。

⑩守秘義務・個人情報の管理

- ・ 受託者は団体として、守秘義務の遵守や個人情報の適切に管理すること。
- ・ 意見表明等支援員は子どもから把握した情報について、子どもから関係者に伝達することについて同意を得られているもの以外は守秘すること。
- ・ ただし、被措置児童等虐待の疑いなど、その子どもや他者の権利が侵害される恐れがある場合は、子どもに対してなぜ報告する必要があるのか丁寧に説明し、理解を得た上で区へ報告すること。

(5) 実施体制

受託者は事業実施にあたり以下の体制を整備すること。

①事務局機能の整備

事務局機能を整備し、事業の年間計画作成、活動報告のとりまとめ、意見表明等支援員の確保・養成に係る研修プログラムの策定・実施、施設等への訪問等に係る連絡調整、区への実績報告などの連絡調整を行うこと。なお、事務局には業務の責任者及び区との連絡担当者を配置すること（責任者と連絡調整担当者は兼務可）。

②意見表明等支援員の配置

業務の実施に必要な人数の意見表明等支援員を配置し、継続的に活動できる体制を整備すること。

③スーパーバイズ機能の整備

有資格者（弁護士、社会福祉士等）や学識経験者などをスーパーバイザーとして配置し、意見表明等支援員が過大な負担を背負わないよう相談に応じるとともに、意見表明等支援員の指導、教育を行うこと。

(6) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、契約については、令和6年度予算配当を条件とする。

※ 令和7年度、8年度についても、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する。

2 参加資格

参加表明書の提出日時点において、当事業の運営が可能であり、政治若しくは宗教活動を目的としない事業者（法人）で、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が運営していない又は事実上運営に参加していないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 評価基準等

- (1) 法人の運営体制（専門性や実績等）
- (2) 業務の実施体制（配置人員の経験や資格、人員配置、個人情報保護の取扱い等）
- (3) 提案内容の充実度、有効性及び実現可能性
- (4) 子どもの権利擁護の現状、世田谷区の児童相談行政、及び本業務内容の理解度
- (5) 業務に要する見積金額の妥当性
- (6) ヒアリングでの説明内容の的確性、明快性等

5 手続等

- (1) 説明書の交付期間、交付場所及び方法
 - ①期間：令和5年12月7日（木）から令和5年12月21日（木）午後3時まで
 - ②場所：世田谷区ホームページでの閲覧
 - ③方法：世田谷区ホームページからのダウンロードによる
- (2) 参加表明書等の受領期限、場所及び方法
 - ①期限：令和5年12月21日（木）午後3時まで
 - ②場所：下記7に同じ
 - ③提出書類：参加表明書及び参加資格確認書類
 - ④部数：1部
 - ⑤方法：持参または郵送
 - ⑥辞退：参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。
※提出書類についての詳細は、説明書を参照すること。
- (3) 提案書の受領期限、提出場所及び方法
 - ①期限：令和6年2月2日（金）午後3時まで必着
 - ②場所：下記7に同じ
 - ③方法：持参または郵送※提出書類についての詳細は、説明書を参照すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 無
- (3) 契約保証金 不要
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 7の本件担当部課に同じ。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (10) 詳細は説明書による。

7 本件担当部課

〒156-0043

世田谷区松原六丁目3番5号（世田谷区梅丘分庁舎2階）

世田谷区子ども・若者部児童相談支援課

電話：03-6304-7745

FAX：03-6304-7786

E-mail: sea03648@mb.city.setagaya.tokyo.jp